

渋谷駅周辺地域 都市再生安全確保計画の策定について

1 都市再生安全確保計画とは

- 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項を定める。
- 都市再生緊急整備地域内の主要な建築物の所有者、企業、交通機関、ライフライン事業者等が連携して、ハード・ソフト両面の防災対策を盛り込む。

背景

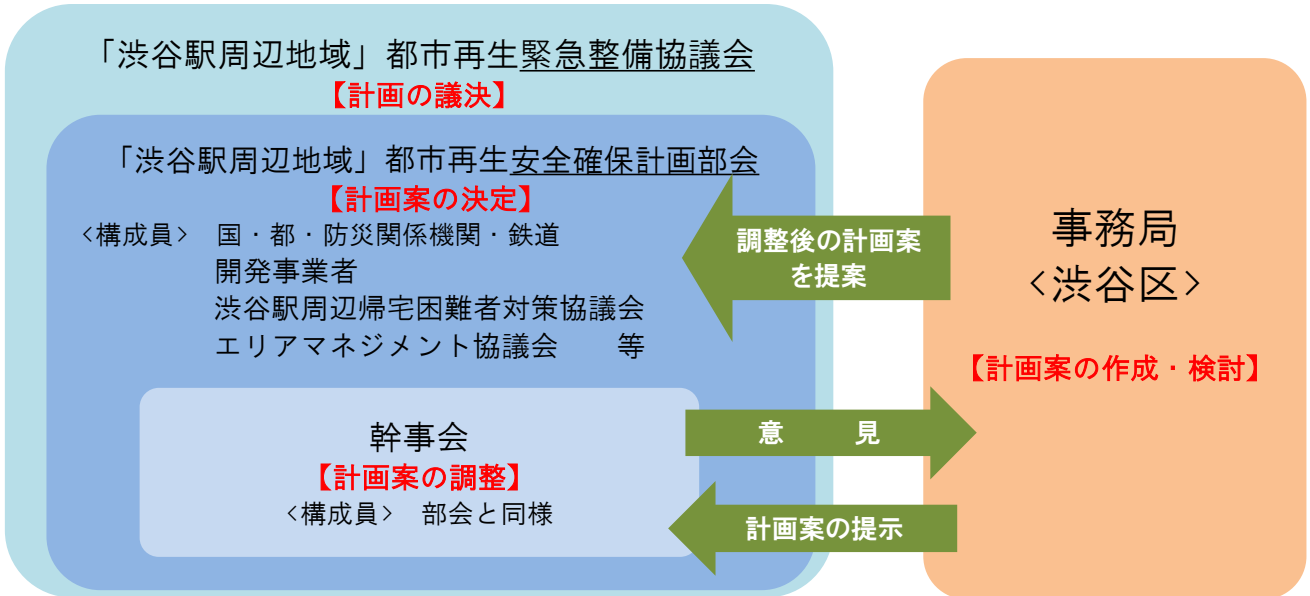
◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定
 ⇒ **官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要**

計画を策定することにより、

- 防災対策の充実を図り、安全・安心なまちをつくる。
- 地域の連携と協働により都市機能や経済活動の維持及び早期復旧を実現。
- 地域の付加価値を高め国際競争力の高い街を実現。

2 計画の作成及び実施体制

- 関係者の意見を広く反映させるため、都市再生緊急協議会のもとに、都市再生安全確保計画部会及びその幹事会を設置し、実質的な計画内容の検討・調整を図る。



3 計画作成のスケジュール

	27年度	28年度
安全確保計画部会設置	【地域の課題分析のため基礎調査実施】 ・ 地域に関する基礎データ収集・分析 ・ 被害想定 の推計 ・ 課題の抽出・整理 等	
	【都市再生安全確保計画部会の運営】 ・ 都市再生安全確保計画部会を設置し、計画内容の検討・調整。	
	部会(2回程度) 幹事会(4回程度)	
安全確保計画策定		計画に基づき事業を実施 必要に応じて計画を修正